

企業経営の社会性と地球環境問題の専門用語に関する 動向研究

A Study on the Trend of Technical Terms concerning the Social Context of Corporate Management and the Global Environmental Problem

丹 下 博 文

Hirofumi TANGE

和文要旨：

本研究では5年ほど前の2013年あたりからの最近の企業経営の社会性に関する動向のなかでも特に地球環境問題に焦点を当て、歴史的な流れとともに、新たに注目されるようになったり新しく登場したりした専門用語の動向に横断的な検討を加え地球環境問題に対する今後の課題と展望を考察した。その結果、パリ協定、ESG投資、食品ロス、プラスチックごみ、シェアリング・エコノミー、サーキュラー・エコノミー、災害ごみ、などの概念を中心に新しい動向を認識することができた。

英文要旨：

This study focuses particularly on the global environment problem among the recent trends of the social context of corporate management from about five years ago, i.e., 2013. That is to say, by the cross-examination of the historical movement as well as the noteworthy or new technical terms, it considers the future issue and outlook of the global environment problem. As a result the the new movement of Paris Agreement, ESG investment, food loss, plastic wastes, sharing economy, circular economy, disaster waste, and so on, have been recognized.

和文キーワード：企業経営の社会性、地球環境問題、パリ協定、ESG投資、食品ロス、プラスチックごみ、シェアリング・エコノミー

英文キーワード：social context of corporate management, global environment problem, Paris Agreement, ESG investment, food loss, plastic waste, sharing economy

目 次

1. はじめに：問題の起点として
 - 1-1. 企業経営の社会性と地球環境問題
 - 1-2. 地球環境問題への戦略的観点の導入
2. 2013年以降の地球環境問題に関する動向
3. 地球環境問題に関する新しい専門用語
4. まとめ：今後の課題と展望

1. はじめに：問題の起点として

1-1. 企業経営の社会性と地球環境問題

21世紀の今日のようにグローバル化を基軸に変化の激しい時代に企業経営が社会性を確立するには目的と戦略を導く企業理念を策定し、それによって企業経営の営利性と社会性を両立させるような価値観に基づく行動規範を確立しなければならない。したがって地球環境問題に対して企業経営が社会性を備えるには、社会的責任（SR）や社会貢献を普及させるとともに非営利組織（NPO）を育成することが前提条件として不可欠になる。

こうして日本企業が地球環境問題に戦略的に対処するには「啓発された自己利益（enlightened-self interest）」という考え方のもとに経営面において社会性を発揮しなければならない。要するに、物質文明を象徴して20世紀に繁栄した大量生産・大量消費の時代から21世紀は持続的発展が可能、すなわちサステナブル（sustainable）な循環型社会を目指す「環境の世紀」にならなければならないが、このような転換期にこそ企業経営は深刻化する地球環境問題に対処するために社会性（social context）を一層高めなければならないであろう。そうでなければいかなる企業も21世紀に存続・成長が望めないからである¹。

以上のような観点から本研究の目的は、企業経営の社会性と地球環境問題に関する動向を「パリ協定（Paris Agreement）」（2015年12月にCOP21にて採択）などの最新の地球環境問題にかかわる専門用語とともに最近のインバウンド（inbound：訪日外国人旅行）の急増にともない使われるようになった「観光公害」という用語だけでなく、企業経営の社会性に関して最近注目を集めているコーポレート・ガバナンス（corporate governance：企業統治）などにかかわる最新の専門用語の解説や考察を含め

て調査し分析する点にある。

さらに歴史的に見て20世紀末から21世紀初頭にかけて活発になった地球温暖化（global warming）などの地球環境問題に対する関心が若干低迷してきているように感じられる昨今の情勢下において、最新の専門用語の動向を中心とする本研究の成果は企業経営に対して国際的および社会的に大きな意義があると考えられる。そこで本稿では最初に5年ほど前からの地球環境問題の時系列的な動向を明示し、その後新しい専門用語に検討を加えていきたい。

参考までに企業の社会的責任から企業経営の社会性に到る概略を図示すると添付図表のように描くことができ、地球環境問題も「先進的な環境管理システムの導入」という項目を介して今日では企業経営の社会性にかかわる重要な要素の一つになっている。

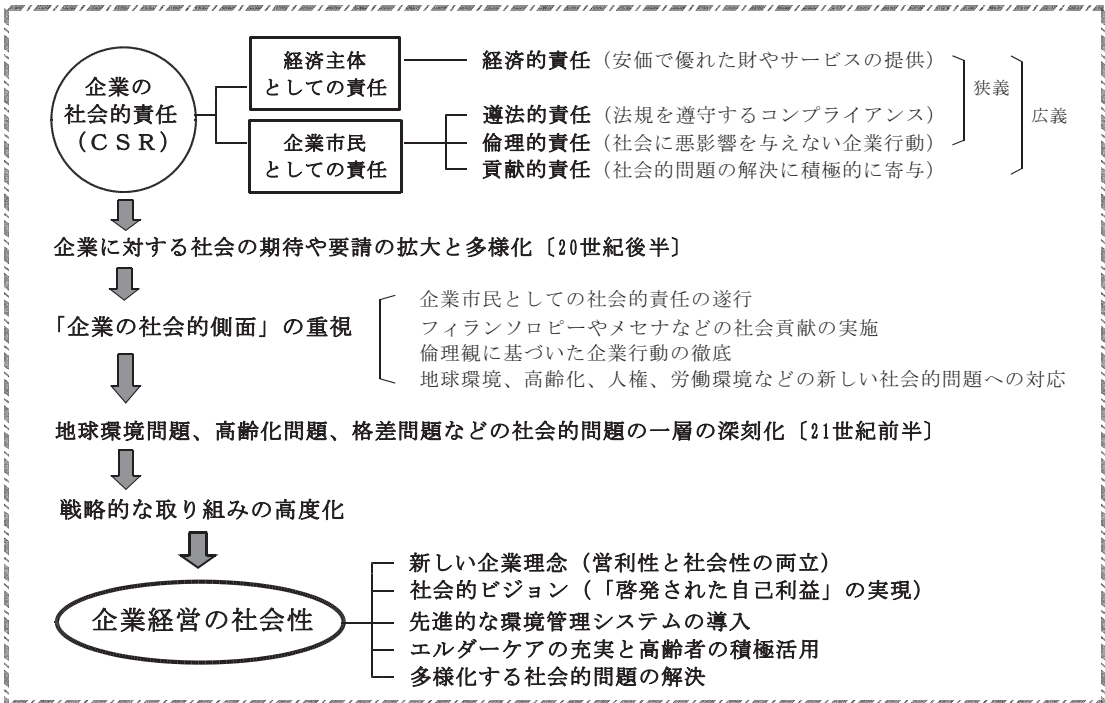
1-2. 地球環境問題への戦略的観点の導入

21世紀になってから提唱された「企業経営の社会性（social context of corporate management）」という概念は、地球環境のような社会現象に対する企業経営体としての戦略的な取り組みを指し、今日では企業理念のなかに明示されるようになってきている。ただし、企業経営における「社会性」の概念は「営利性」や「収益性」などと異なり数値的に表しにくく多義的に使われる傾向が強い。こうした企業経営の社会性は「企業の社会的責任（CSR：corporate social responsibility）」のように、企業が自由な経済活動を保障される見返りに社会（主に地域社会を指す）に対して法的な責任を負う（すなわち法律を遵守する）だけでなく、本質的に企業経営において社会貢献が導入されなければならないことを意味する。

すでに現在では「企業の社会的責任」は定着した概念となっているが、法的には「企業の社会的責任」が「責任」である以上、法人格を有し権利義務の主体となるべき企業組織は法的な義務として社会的責任を遂行しなければならない。そこには戦略的な観点の入り込む余地が小さい。これに対し「企業経営の社会性」は社会的存在としての責任だけでなく社会に貢献しようとする企業経営体の取り組みも表しているため、戦略的な観点の取り入れられる余地が大きい。

1 企業経営の社会性については以下の拙著のなかで詳しく論じられているので、本稿では重複を避けるため主に地球環境問題に焦点を当てて論じていくことにする。

丹下博文『企業経営の社会性研究（第3版）』中央経済社、2014年。



出典：丹下博文『企業経営の社会性研究〈第3版〉』中央経済社、2014年、17頁。

添付図表：「企業経営の社会性」の概略図

く、その点で21世紀の企業経営において重要な概念になると考えられる。特に地球環境問題については以下のような動向に注目しなければならない。

近年、地球環境問題が深刻化するとともに企業活動の社会的影響力が強まったことから、企業経営における営利追求という主要な目的の内容に変化が生じ、社会貢献を行うことが企業の存続・発展を大きく左右するほど重要な戦略的課題になってきた。歴史的には20世紀の後半になると企業経営の営利性と社会性の関係に変化が見られるようになった。とりわけ20世紀から21世紀への移行期あたりからは企業経営に社会性を備えることがますます重要になってきている。実際、企業経営の社会性は地球環境などの社会的問題の解決に大きな貢献をすると期待されるにもかかわらず、21世紀になって地球環境問題は一層深刻化しており、21世紀の前半には危機的状況が到来し「環境革命」と呼べるような社会的変革が起こるとまで予想されている。

一方、アメリカ企業に関する社会貢献活動（フィ

ランソロピー活動）の状況を見ると、企業フィランソロピーは「長期的な投資（investment）」と戦略的に捉えられている。この土台となっているのが「啓発された自己利益（enlightened self-interest）」という概念であり、次のように説明されている。つまり「健全な地域社会（コミュニティ：community）は企業活動を効率的に行うための必要条件である。それゆえ、フィランソロピー（philanthropy）は企業としての利益に直接つながらないかもしれないが、長期的かつ間接的には企業にとって有益なことになる」と。

現にアメリカでは1990年ころにはすでに「戦略的フィランソロピー（strategic philanthropy）」という概念が使われており、フォランソロピーは企業の本来的な活動になりつつあるとさえ言われた。例えば米国企業の経営者からは次のような見解が聞かれたという。いわく「戦略的フィランソロピーは、企業であるからには長期的にみて企業にプラスになる戦略でなければならない。‘philanthropy is good business’ という言葉もある。啓発された自己利益は、従来実施さ

れていたマーケティング戦略を上回る大きな経営戦略の一環として捉えられていくことである」と。こうして「戦略的CSR」の中核となる「戦略的社会貢献」が発祥したわけである²。

2. 2013年以降の地球環境問題に関する動向

本章では企業経営の社会性や地球環境問題に関する主要な動向を時系列的に把握するために、特に5年ほど前の2013年あたりから18年8月までの主要な出来事を以下に列記してみたい。これにより地球環境問題に関する最新の動向が把握できると考えられるからである。なお、これらの時系列的な項目の配列については主として環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書とともに日本経済新聞の多くの記事に掲載されている最新情報等を参照した点を付言しておきたい。

2013年 放射性物質汚染対処特措法が施行される(1月)
熊本市および水俣市で開催された国連環境計画(UNEP)の外交会議において「水銀に関する水俣条約」を採択(10月)
「国際統合報告フレームワーク」が公表される(12月)

2014年 環境省が「花粉症環境保健マニュアル」を改定(1月)
第4次のエネルギー基本計画を閣議決定(4月)

2015年 SBT認定を行う「SBTイニシアチブ」が発足(5月)
環境省が「賢い選択(COOL CHOICE)」という新国民運動を開始(7月)
国連総会にて「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択(9月)
日本企業が初めてSBT認定を取得(10月)

気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」を採択(12月)
EU(欧州連合)が報告書「EU新循環経済政策パッケージ」を発表(12月)

2016年 震度7が観測された熊本地震が発生(4月)
日本で電力の小売りが全面自由化される(4月)
経済産業省が「エネルギー革新戦略」を策定(4月)
「パリ協定」が発効し日本もパリ協定を締結(11月)
日本政府が高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉を正式決定(12月)

2017年 経済産業省により健康経営優良法人認定が始まる(2月)
再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する改正FIT法が施行される(4月)
国際イニシアチブ「RE100」に日本企業が初めて参加を表明(4月)
米トランプ政権が「パリ協定」離脱を表明(6月)
環境省がカーボンプライシングに関する検討を始める(6月)
中国が資源ごみの輸入を大幅に制限する方針を打ち出す(7月)
「水銀に関する水俣条約」が発効(8月)
第1回食品ロス削減全国大会が長野県松本市で開催される(10月)
東京都が「東京グリーンボンド」を初めて発行(10月)

2018年 環境省が「熱中症環境保健マニュアル」を改訂(4月)
第5次の環境基本計画を閣議決定(4月)
日本政府が食品ロスの削減目標を初めて決定(6月)
カナダで開催されたG7首脳会議で「海洋プラスチック憲章」を採択。ただし、日本と米国は署名を見送る(6月)

2 企業の社会的責任(CSR)、企業経営の社会性、戦略的社会貢献または戦略的フィランソロピー、啓発された自己利益という概念の関連性に関する詳細についても同上書を参照されたい。

日本で改正海岸漂着物処理推進法が成立（6月）
西日本を記録的豪雨（西日本豪雨）が襲い、犠牲者が200人を超す豪雨災害が発生（7月）
第5次のエネルギー基本計画を閣議決定（7月）
記録的な猛暑が続くなかで熱中症による健康被害が増加（7月）

3. 地球環境問題に関する新しい専門用語

引き続き本章では5年前の2013年あたり以降から使用されるようになった企業経営の社会性や地球環境問題に関する新しい専門用語を厳選し、その解説を加えることによって特に地球環境問題に関する最新の動向の把握を試みたい。なお、これらの専門用語の解説の作成に際しては主として日本経済新聞の多くの記事に掲載されている最新情報等を参照した点を付言しておきたい。なお、以下の専門用語は基本的に「あいうえお」順および「ABC」順に掲載されている。

RE 100 ‘Renewable Energy 100%’の略称で、事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目指す企業が加盟する国際イニシアチブのこと。したがって加盟企業には事業で使用する電力をすべて再生可能エネルギーによって賄うことが求められる。英国のロンドンで2004に設立された国際環境NGOのTCG（The Climate Group）によって2014年に発足し、2018年5月には世界全体で130社以上が加盟。そのなかにはP&G、ネスレ、スターバックス、ウォルマート、イケア、アップルなどの世界的に著名な企業が含まれ、米国企業が最も多い。日本企業ではリコーが2017年4月に初めて参加を表明した。

液化天然ガス LNG (Liquefied Natural Gas)
天然ガスの主成分となる無色・無臭で燃えやすく常温では気体のメタンガスを、マイナス162℃以下に冷却し液体化したもの。これにより天然ガスの体積が600分の1に圧縮されるため運搬や貯蔵が可能になり、LNG船で大量輸送できるようになった。燃焼した際に発生する二酸化炭素（CO₂）が化石燃料のなかで非常に

少ないため、火力発電や工場の燃料としての需要が世界的に急増している。2018年時点で日本は世界最大のLNG輸入国であるが、今後は経済成長が続く新興国の多い東南アジアや南アジアでの需要が拡大すると予想されている。特に中国は環境対策として石炭や重油から天然ガスへの燃料転換を進めており、2025年ごろにはLNGの輸入量が日本を抜いて世界一になるとの予測すらある。

ESG投資 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）という3つの観点から企業を評価する投資手法を指し、欧州の金融機関では主流になりつつある。特に最近では企業不祥事の高発を背景に、企業が統治される仕組みを表す企業統治（Governance）、すなわちコーポレート・ガバナンス（Corporate governance）も企業価値を評価する際に重要視されるようになってきた。このように財務情報だけに頼ってはいない企業価値に着目する投資手法は、企業の社会的責任を重視する社会的責任投資（SRI）や地球と社会との持続可能生（サステナビリティ）に配慮するサステナブル投資とも軌を一にしており、世界的にも拡大傾向が顕著になっている。その特徴は長期的視点から企業価値を評価する点にあり、そのためには財務情報だけでは不十分で、例えば「啓発された自己利益」の創出に向けて地球環境問題の解決や社会貢献への積極的な取り組みなどが投資対象を選別する際に必須の要素になってきた情勢を反映している。

エシカル消費 ethical consumption エシカルは「倫理的、道徳的」を意味し、エシカル消費（倫理的消費）とは人や社会や環境に配慮した商品やサービスを積極的に選択し購入する消費行動を指す。現代ではモノのライフサイクルを通じた人や社会や環境に対する負担や影響が見えにくくなっていることが多いため、持続可能な消費活動の一環と捉えてよいであろう。特に最近では価格面だけで購入せずには人や社会や環境への配慮を考えて購入する必要性が高まり、リサイクル製品やエコマーク商品に加え、フェアトレード、地産地消、さらに被災地応援や障害者支援につながるような商品の選択や購入もエシカル消費に含まれるようになってきた。

SBT認定 SBTは‘Science Based Targets’

の略称で「科学に基づいた目標」と邦訳される。2015年12月に採択された地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」で目指す世界の平均気温の上昇を産業革命以前から2度以内に抑えるという目標に見合った温暖化ガス削減目標を立てた企業が、世界自然保護基金(WWF)などの環境保護団体から構成される「S B Tイニシアチブ」へ削減目標を提出し、専門的に審査されて与えられる認定のこと。業種により削減目標の厳しさは異なるが、2018年初めまでに世界で80社以上が認定を受け、日本企業では15年10月にソニーが初めてS B T認定を取得。E S G投資が国際的に普及してきている情勢を背景に、S B T認定を受けた企業は温暖化ガス削減に積極的に取り組んでいることが認められたこととなるため、世界中で認定を求める企業が増加している。

なお、S B T認定の基準には次の5項目が掲げられている。それは①自社や発電所などが排出する温暖化ガス排出量の把握、②最低でも温暖化を2度以内に抑える削減目標の設定、③目標の年限は5～15年後、④企業全体の温暖化ガス排出状況を毎年開示、⑤間接的な排出量が多い企業における年限を区切った削減目標の設定である。

エネルギー基本計画 エネルギー基本計画は2002年6月に制定されたエネルギー政策基本法に基づいて安全性、安定供給、経済効率向上、環境適合という4つの基本方針に則りエネルギー政策の基本的な方向性を示すために政府が策定するものである。2018年7月にはエネルギーをめぐる国内外の情勢変化を踏まえ、2030年、さらに2050年を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示す第5次のエネルギー基本計画が閣議決定された。この検討の際の原点には2011年3月に勃発した東日本大震災における福島第一原発事故の経験・反省・教訓を常に踏まえるべきことが掲げられた。そのうえで2030年に温室効果ガス26%削減を目指す方針には多様なエネルギー源を組み合わせたエネルギーミックスの確実な実現に向けた取り組みの強化、さらに2050年に温室効果ガス80%削減を目指す方針には2016年11月のパリ協定発効に見られる脱炭素化への世界的な情勢変化を踏まえてエネルギー転換と脱炭素化に向けた挑戦

によるあらゆる選択肢の可能性の追求が示されている。

カーボンプライシング Carbon Pricing 「炭素の価格付け」と邦訳され、具体的には地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出量を削減するために二酸化炭素の排出に価格を付ける制度を指す。その代表例が炭素税や排出量取引で、欧米が先行しており、日本でも2017年から環境省が導入の検討を始めた。その目的は価格を付けることによって排出量に見合う課税をしたり排出量を売買できるようにし、企業などの各主体のコスト負担を明確化して行動を変えたりイノベーションを誘発して最終的に二酸化炭素の削減を促進する点にある。基本的に温暖化対策には規制、環境税(炭素税など)、排出量取引の3つがあり、そのうちの環境税と排出量取引にとってカーボンプライシングの導入が必要になる。実際のところカーボンプライシングは2015年に採択されたパリ協定に掲げられた高い削減目標を達成するための有力な手段として世界中で注目されている。

海洋プラスチック憲章 2018年6月にカナダ東部のシャルルボアで開催された主要7カ国首脳会議(G7サミット)において採択された憲章で、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアの5カ国とEU(欧州連合)が署名したものの、日本と米国は署名しなかった。プラスチックは分解されにくく微少化して直径5ミリ以下のマイクロプラスチック(microplastics)となり、それが海に流出し海洋ごみとなって魚介類が食べると食物連鎖で動物だけでなく人体にも危険がおよぶ可能性が出てくる。

このプラスチックの規制強化を進める憲章が提唱された背景には、近年、使い捨てのレジ袋、ペットボトル、ストロー、食品包装容器など人間生活によって廃棄されるプラスチックごみ(または廃プラスチック)の海への流出が増加し続けて海洋汚染の原因となり、海の生態系や漁業の持続可能性を阻害し、人間の健康被害すら引き起こす恐れがあるという海洋プラスチック問題の深刻化があるわけである。

なお、北太平洋の米カリフォルニア州沖からハワイ沖にかけ日本の面積の4倍以上にわたる広大な海域にはマイクロプラスチックを中心に海を漂うプラスチックごみが非常に多く集まる

ため「太平洋ごみベルト」と呼ばれる実態がある。また、日本では2018年6月にマイクロプラスチックの使用を抑制する努力義務を企業に課す改正海岸漂着物処理推進法が成立している。

環境債 環境に配慮した再生可能エネルギーや省エネルギー対策などの環境関連事業に充当する資金を調達する目的で企業や自治体等が発行する債券のこと。グリーンボンド (green bond) と呼ばれることがある。環境意識の高まりやESG投資の拡大を背景に環境債に対する投資家の関心が高まり、2016年を境に日本国内だけでなく中国を中心にアジアにおける環境債の発行が増加している。実際、日本では2017年10月に東京都が初めて「東京グリーンボンド」という環境債を発行した。この環境債が発行されると発行主体には環境対応に積極的であるとの社会的評価が向上する一方で、投資家は債券投資を通して地球環境問題の解決と持続可能な社会の実現に対する社会貢献的なメリットを享受することができる。

環境DNA ‘DNA’は生物の細胞内で遺伝情報を記録したデオキシリボ核酸という物質の略称であるが、環境DNAとは海や河川などの環境中に存在する生物のDNAを指す。この環境DNAを手がかりに海や河川の少量の水を分析することによって、どんな生物がどれくらい生息しているかを調べる技術が開発されたため、生物の生態調査に活用することができるようになってきた。つまり、実際に水中の生物を網で捕獲したり水に入って観察する必要がないことから、生態系や生物に負荷をかけずに調査する手法として注目されるようになった。実際にもすでにウナギや日本最大の淡水魚であるイトウだけでなく、陸上動物であるオランウータンなどの希少動物の生態調査でも使われている。こうして絶滅の恐れのある生物等を確認し保護するために環境DNAの研究や応用が進められるようになったわ。

観光公害 観光客は世界中で増えてきているが、特に日本ではインバウンド (inbound) と呼ばれる訪日外国人観光客の急増にともない交通渋滞や交通機関の混雑だけでなくマナー面の摩擦など地域の生活環境への侵害が問題となって観光公害という言葉が使われ始めるようになってきた。

クールチョイス (COOL CHOICE) 地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すために日本政府から提唱され、2015年7月から開始された国民運動の名称。2030年度の温室効果ガスの排出量を13年度比で26%削減するという目標を掲げ、その達成には政府だけでなく事業者や国民が一致団結し「クールチョイス (COOL CHOICE)」を旗印に新しい国民運動を展開する必要があると説明されている。つまり、クールチョイスは国民の一人ひとりが、日本が世界に誇る省エネ、低炭素型の製品やサービス、行動などを積極的に選択することを目指しているわけである。そのための具体例として①エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという選択、②高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという選択、③クールビズをはじめ低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの選択などが掲げられている。

熊本地震 2016年4月14日に熊本県から大分県にかけて発生した一連の横ずれ断層型の地震を指す。その後も震度1以上を観測する地震が1,000回以上発生し、震度6以上を観測する地震も7回を数え、そのうちの2回は震度7を記録。これにより熊本県を中心に多数の家屋倒壊や土砂災害等により死者60名以上で重軽傷者が200名近くに達する甚大な人的被害が発生。さらに電気・ガス・水道等のライフラインや空港・道路・鉄道等の交通インフラとともに住民生活や企業の経済活動にも大きな支障をきたす物的被害が発生した。これに対し政府は被災した自治体からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる食料などの物資を調達し被災地に緊急輸送するプッシュ型支援を行った。しかし、これでは支援物資が被災者の要望と合致しない mismatches が発生するため、今後は被災した自治体からのニーズに基づいて要請された物資を届けるプル型支援の重要性が指摘されている。

固定価格買取制度 (FIT) 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギー源を用いて安定的かつ効率的に発電された電気を電気事業者が一定期間、国が定める価格で買い取ることを義務付ける制度で、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関

する特別措置法」に基づいて2012年7月から始まった。その際に電気事業者が買取に要した費用は毎月の電気料金の一部に組み込まれ全ての国民が負担することになった。

ただし、国民全員参加型による低炭素社会の実現を目的に太陽光発電の普及拡大を目指し太陽光発電システムにより作られた電力のうち、使い切れずに余った余剰電力^{あまよじょうりゅう}を買い取る余剰電力買取制度は2009年11月から始まったが、固定価格買取制度の発足にともない同制度へ移行し、一般家庭などに設置される10KW未満の発電設備の場合は従来と同じ余剰電力を買い取る仕組みが適用されることとなった。

なお、固定価格買取制度の開始から4年が経過した段階で再生可能エネルギーの導入は約2.5倍に増加したものの、太陽光発電に偏っている点や買取費用が増え国民負担が増大した点などの課題を解決するために固定価格買取制度が見直され、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の両立に向け2017年4月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する改正FIT法が施行された。

サーキュラー・エコノミー circular economy 「循環経済」と邦訳され、従来のように資源を消費して廃棄するのではなく、消費された資源を回収し再生・再利用して長く使い続けるという経済の仕組みを指す。例えば2015年12月に発行されたEU（欧州連合）の報告書「EU新循環経済政策パッケージ」では、使用済みの製品を素材に戻すリサイクルではなく、製品に残された価値を可能な限りそのまま活用するビジネスモデルが提唱され、こうした経済活動は特に欧州で進んでいるという。つまり、消費していくだけの経済ではなく、まだ使用できるのに廃棄されている素材などを循環させ長く使うことによって無駄をなくし、最終的には資源を最大限に有効活用させて利益を生み出す経済モデルになるわけである。

災害ごみ 自然災害などにもなって発生するごみを指し、災害廃棄物とも呼ばれる。例えば2018年7月に発生した西日本豪雨では時間の経過とともに街中に放置されたゴミ（廃棄物）が悪臭を放つようになり、衛生面が懸念され地域住民を悩ませた。このなかには腐敗しやすい生ごみだけでなく泥まみれになった家電や家具

などの大型のごみも含まれ、道路脇に積み上げられた災害ごみを撤去するためにトラックの渋滞まで発生した。これにより被災地におけるごみ処理問題は防災対策として後回しにされがちであるが、被災地の復興や復旧とともに避難生活の衛生管理に直結する重要課題であることが改めて認識されるようになった。

サプライチェーン排出量 サプライチェーン（supply chain：供給連鎖）とは主に製造業において原材料調達から始まり、製造、販売、廃棄にいたる流れ、およびそれらにともなう物流を含む一連のプロセスを指すが、こうした企業活動の上流から下流にいたる原料材料調達事業者、製品製造事業者、販売事業者、廃棄物処理事業者、さらに物流事業者というサプライチェーンに関わる複数の事業者から排出される温室効果ガスの排出量を合計して表す用語。つまり、事業者自身の燃料の燃焼や工業プロセス等による直接排出に加え、他者から供給された電気や熱の使用にともなう間接排出、およびその他の関連する他社の間接排出をすべて合計した排出の総量を指す。この用語が登場した背景には、従来の排出量算定方法ではサプライチェーン全体を通じた排出量が明確にならないため、自社以外における排出量削減活動を促進することが難しかったという実態が指摘されている。

持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals） 2015年9月に国連総会において先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のなかに設定されたのが「持続可能な開発目標（SDGs）」で、具体的には相互に関連する17のゴールと169のターゲットから構成されている。これらは地球環境の持続可能性に対する国際社会の危機感の表れであり、水、エネルギー、持続可能な生産・消費、気候変動、海洋、生態系・森林といった地球環境そのものの課題だけでなく、貧困、^き健康、健康な生活、教育などの地球環境と密接に関わる課題も含まれている。

日本では政府内に2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、この目標達成のためには公的セクターとともに民間セ

クターの果たす役割が大きく、従来のように企業の社会的責任や社会貢献、あるいは企業経営の社会性の問題として捉えるのではなく経営戦略や中期計画に取り入れ、さまざまな製品やサービスの提供を通じてむしろビジネスチャンスとして認識する必要性が指摘されている。

シェアリング・エコノミー sharing economy
他の人とモノやサービスや場所等を共有して使用する経済の仕組みを指し「共有経済」と邦訳されることがある。具体的には乗り物、住居、家具、衣服等を他人に貸し出したり、その貸し出しを仲介するサービスを指し、最近ではインターネットを介して貸したい人と借りたい人とをマッチングするサービスが注目を集めている。例えば車を他の人と共有して使用するカーシェアリングのように、車を所有するよりも必要な時に借りたり他人と車を共有したり、あるいは車の所有者と利用者を結びつけるライドシェアのようなビジネスモデルの登場もシェアリング・エコノミーを反映している。シェアリング・エコノミーは近年、消費生活を多様化し豊かにする経済活動として市場規模が拡大している一方で、モノや空間の有効利用、廃棄物の削減、移動手段や空間の共有を通して二酸化炭素(CO₂)排出量の削減に貢献する環境面の効果も期待されている。

賞味期限 食品には安全においしく食べられる期限が消費期限または賞味期限として、どちらかが食品の袋や容器に表示されている。農林水産省によれば、消費期限とは容器や袋を開けないまま書かれた保存方法を守って保存していた場合に、表示された年月日までは安全に食べられるという期限を指す。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、傷みやすい食品を対象とし、だいたい5日以内の表示となる。

これに対し賞味期限とは袋や容器を開けないまま書かれた保存方法を守って保存していた場合に、表示された年月日までは品質が変わらずにおいしく食べられるという期限を指す。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、傷みにくい食品に表示されており、製造してから3ヶ月以上もつものは年月だけで表示されることがある。ただし、賞味期限が過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではなく、色や臭いや味などに異常がなければ食

べることができる。

こうした消費期限や賞味期限は本来的には食品の無駄をなくし食品ロスの削減に寄与して地球環境の保護につながるはずである。ところが現実には食品流通の段階で「3分の1ルール」という商慣習が存在する。これは食品の製造日から賞味期限までの合計日数の3分の1を経過した日程までを納品が可能な日とし、3分の2を経過した日程までを販売が可能な販売期限とするルールであるが、この商慣習的なルールには合理的な根拠がなく、かえって食品ロスや資源の無駄使いを招いているとして見直しへの検討が求められている。

食品ロス food loss 本来は食べられるはずの食品や食料が、売れ残り、食べ残し、期限切れなどによって捨てられたり廃棄される状況を指す用語。2015年度の日本の食品ロスは646万トンと推計されているが、これは世界全体の食料援助量の約2倍に相当するほど膨大で社会問題化している。そのうちの357万トン(55%)が食品関連事業者からで、残りの289万トン(45%)が一般家庭からのもの。食品ロスは生産、加工、流通、消費のさまざまな段階で発生しているため、その削減には食品関連事業者の取り組みだけでなく消費者の意識改革も必要になる。実際、農林水産省を中心に「食べものに、もったいないを、もういちど」をキャッチフレーズに食品ロス削減の国民運動が展開されたり、こうした残さずに食べきる国民運動を拡大するために2017年10月には長野県松本市で「第1回食品ロス削減全国大会」が開催されている。

このような食品ロスの増大に対しては次の2つの新しい活動が注目される。その第1は、包装の不備などによって品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できないために廃棄されていた食品を食品メーカーや流通業者が無償で寄付し生活困窮者などに配布するフードバンク(food bank)の活動。第2は、飲食店などで売れ残り食べられるのに捨てられていた食べ物を割引などにより食べたい人に提供するフードシェア(food share)の活動である。このような活動は食品ロスを削減する社会貢献活動としてだけでなく、廃棄物を減らす環境にやさしい活動としても今後の発展が期待される。なお、食品ロスは中国でも深刻化しており、国際的に

取り組まなければならない重要な問題といえよう。

第5次環境基本計画 引き続き第4次の環境基本計画が2012年4月に閣議決定され、それから6年後の2018年4月には第5次の環境基本計画が閣議決定された。この最新の第5次環境基本計画では2015年に国際的に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」後に初めて策定された環境基本計画である点を踏まえ、持続可能な開発目標の考え方も活用しながら分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などのあらゆる観点からのイノベーションの創出や経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新しい成長につなげていくことがポイントとして掲げられている。

電力自由化 2000年代になってから電力の小売りが自由化された動向を表している。かつて電気は各地域の電力会社（東京電力、関西電力、中部電力等）だけが販売しており、どの会社から電気を購入するかを自由に選択できなかった。それが2016年4月1日以降は電気の小売業への参入が全面自由化されたため、家庭や商店を含む全ての消費者がライフスタイルや価値観に合わせて電気の売り手となる電力会社とともに料金メニューなどのサービスを自由に選べるようになった。この自由化によって電気の小売事業への参入が増えて競争が促進され、様々な新しい料金メニューやサービスが創出されるようになった。実際、電気とガスなどの組み合わせによるセット割引、ポイントサービス、省エネ診断サービスが行われるようになっただけでなく、太陽光発電や風力発電などによる再生可能エネルギーを中心に電気を供給する事業者から電気を買うことができるようになった。

西日本豪雨 2018年（平成30年）の6月28日から7月8日にかけて、暖かい空気と冷たい空気の気団が接触する前線が停滞し梅雨前線となって活発化し、それに台風第7号の影響が加わって日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続けたため、近畿や四国などの西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。この影響で河川の氾濫、浸水害、土砂災害

等が発生し、多くの被災者が避難所での生活を余儀なくされただけでなく窒息死や溺死による犠牲者が200名を大きく超える平成になり最悪の甚大な豪雨災害となった。この集中豪雨を気象庁は西日本豪雨と命名し、政府は特定非常災害に指定して被災者の生活支援を充実させた。また、全国各地で断水や電話の不通などのライフライン（lifeline：命綱）に被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害も多数発生した。なお、西日本豪雨では被災地域で廃棄される災害ごみの処理が問題視されたことも付言しておきたい。

熱中症 環境省によれば、熱中症は体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称と説明されている。死にいたる病態ではあるけれども、予防法を知って実践すれば完全に防ぐことができるという。実際にも2018年の夏は記録的な猛暑が続くなかで最高気温が40度を超す地点が相次ぎ、猛暑日を観測した地点数は過去最多となり、熱中症による健康被害が深刻化し多数が救急搬送されただけでなく死亡者も増加した。

環境省は「熱中症環境保健マニュアル」を作成してきたが、お祭りや花火大会、音楽・スポーツイベント等の夏季イベントにおける熱中症対策を追加した改定版「熱中症環境保健マニュアル2018」を2018年4月に作成した。そのなかには次のような記述があり、熱中症も地球環境問題に関連していることをうかがわせる。つまり、熱中症は従来、高温環境下での労働や運動活動で多く発生しているが、ヒートアイランド現象や地球温暖化による影響によって一般環境における熱ストレスが増大し、最近では日常生活においても発生が増加していると指摘されている、と。

なお、環境省は「花粉症環境保健マニュアル」も作成しているが、花粉症が1960年代以降に増加傾向にあることから2014年1月にその改定版を作成した。ただし、そのなかで花粉症と地球環境問題との関連性については明確に言及されていない点を付言しておきたい。

パリ協定 Paris Agreement 地球温暖化対策として気候変動を抑止するための多国間に関

たる国際的な枠組みを指し、この新しい法的拘束力をともなう協定（合意）は京都議定書採択以来18年ぶりの2015年12月にフランスのパリで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、翌16年11月に発効した。同協定では地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分下方に抑えるとともに1.5℃に抑える努力を追求することにより、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収とのバランス達成を目指している。つまり、同協定は先進国や途上国の区別なく温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けて取り組みを実施することを規定した歴史的に初めての国際的な枠組みであり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡、すなわち世界全体でのカーボンニュートラルを達成し脱炭素社会を実現する転換点になると期待されている。

この脱炭素社会を実現するには世界各国が①省エネルギーの徹底、②再生可能エネルギー導入の拡大、③地球温暖化対策と経済成長の両立、だけでなく④企業も気候変動をビジネスリスクと認識したうえでビジネスチャンスと捉え積極的に取り組むこと、などが指摘されている。なお、日本は16年11月にパリ協定を締結したが、米国のトランプ政権は米国に不利益をもたらすとして翌17年6月にパリ協定離脱を表明した。**プラスチックごみ plastic waste, plastic trash** 人間生活によって「ごみ」として廃棄されるプラスチック製の使い捨てレジ袋、ペットボトル、ストロー、食品包装容器などを指し、「プラごみ」とか「廃プラスチック」とも呼ばれる。こうしたプラスチックごみが河川などから海に流出した場合には海洋プラスチックとなり、近年、その海洋汚染が世界中で深刻化し新たな地球環境問題として関心を集めるようになった。そこで国内外の的外食企業ではプラスチック削減に向けてプラスチック製ストローの使用を廃止するなどの対応を行うようになってきた。

一方、日本では①分解しやすい代替品として生分解性プラスチックやバイオプラスチックの開発・普及、②使用済みプラスチックの効果的な回収や再利用の方法、③プラスチック削減に向けた実効性のある規制の導入などが検討され

ている。特に植物に由来する原料を使用して造られるバイオプラスチックは、分解された後は水と二酸化炭素だけが残るため回収や処理の必要がなく、環境に負荷をかけないプラスチック素材として注目され、環境省も補助金などによって供給体制の整備に着手した。

なお、欧州連合（EU）などではプラスチックごみ削減に向けた規制が進んでいる反面、日本では例えば現在でもレジ袋の利便性を重視する消費者が少なくなく、スーパーなどのレジ袋削減に対する取り組みはマイバッグを持参する来店客が増加しているものの遅れており、プラスチックごみの削減対策が懸念されている。さらに2017年末から中国がプラスチックごみを含む資源ごみの輸入禁止を表明し、世界各国のごみ処理問題やリサイクル事業に少なからぬ影響がおよぶため国際的に大きな波紋が広がっている。

ブルーカーボン blue carbon 陸上における森林などの樹木が光合成によって吸収する二酸化炭素をグリーンカーボン（green carbon）と呼ぶのに対し、ブルーカーボンとは海藻や植物プランクトンなどの海の生物が吸収し、大気中に放出せず海中に蓄えている二酸化炭素を意味する。こうした二酸化炭素を蓄える機能は炭素固定と呼ばれ、この機能を利用すれば大気中の二酸化炭素を削減できるため技術開発が進められている。

パリ協定では温暖化ガスの削減目標に森林による二酸化炭素の吸収を含めているが、藻場やマングローブも重要な二酸化炭素の吸収源と考えられるようになってきた。特に日本やオーストラリアなど海に囲まれた国にとってブルーカーボンは大きな二酸化炭素の吸収源となる可能性が高く、日本では藻場の再生を通じてブルーカーボン事業に取り組む自治体が現れている。ただし、ブルーカーボンは地球温暖化によって水温が上昇すると大気中に放出されやすくなるため、森林が吸収するグリーンカーボンに比べると二酸化炭素の吸収量を正確に把握できない、といった課題が指摘されている。

水俣条約 Minamata Convention on Mercury 正式名称は「水銀に関する水俣条約」。国連環境計画（UNEP）は2001年に地球規模の水銀汚染に関する活動を開始し、翌02年には人

への影響や汚染実態をまとめた世界水銀アセスメントと題する報告書を公表したが、水銀に関する水俣条約は13年10月に日本の熊本市および水俣市で開催された国連環境計画の外交会議において全会一致で採択されEU（欧州連合）を含む92カ国が署名した。この条約の意義として、先進国と途上国が協力して水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策を世界的に取り組むことにより水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すとともに、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返さないために水俣病の教訓や経験を世界に伝えることが示されている。

4. まとめ：今後の課題と展望

以上のように今から5年ほど前の2013年あたりからの最近の企業経営の社会性に関する動向のなかでも特に地球環境問題に焦点を当て、歴史的または年表的な流れ（本稿の第2章を参照）とともに、新たに注目されるようになったり新しく登場したりした専門用語の動向（本稿の第3章を参照）に横断的な検討を加えていくと、地球環境問題に対する今後の課題と展望が以下のように抽出されると考えられる。

- (1) 最近ではプラスチックごみによる海洋汚染に対する関心が国際的に急速に高まってきたが、これに対しては消費者の環境意識の高揚とともに外食産業などの企業における対応が必須となるであろう。
- (2) シェアリング・エコノミーとかサーキュラー・エコノミーという新しい経済の仕組みや価値観を表す用語が使われるようになり、リサイクルの内容や「もったいない」という日本語の理念や考え方の重要性が見直されつつある。
- (3) 環境経営は2000年代初頭に主流となったが21世紀の今日では当たり前のこととなり、企業の環境対策はコスト要因ではなくプロフィット要因に変化しビジネスチャンスとして積極的に捉えられるようになってきている。
- (4) 地震だけでなく最近では異常気象などによる集中豪雨などの自然災害が多発す

るようになり、防災対策としての災害ごみ対策の重要性が認識され新たな課題となってきた。また、夏季の猛暑にともなう熱中症などの増加にも留意しなければならないだろう。

- (5) 地球温暖化が確実に進むなかで地球環境問題はエネルギー問題としての側面が強くなり、化石燃料から再生可能エネルギー（自然エネルギー）への転換が急がれるが、これにはイノベーション（技術革新）が必須となるであろう。
- (6) 2015年に採択されたパリ協定が地球環境問題への大きな転機となるけれども、17年に米国のトランプ政権が離脱を表明するといった情勢が裏付けているように、地球環境問題と経済発展とを両立させるには国際的に解決しなければならない多くの難題が横たわっている。
- (7) 中国だけでなく日本でも食品ロスの問題が深刻化しており、国民運動が展開されるなど官民挙げての対応策が行われるようになったものの、流通過程における3分の1ルールの見直しも必要となろう。
- (8) ESG投資の拡大や環境債の発行に見られるように、現在は製造面や流通面からだけでなく投資活動や資金調達などの金融面からの地球環境問題に対する社会貢献的な観点を含めた支援が重要性を増しつつある。

これらは例示にすぎないが、地球環境問題の最近の動向は政治経済などの国際情勢にかかわる変化が激しいため、上記の考察や分析を踏まえ今後も調査研究を継続していく必要がある点は言を俟たない。また、企業経営の社会性という観点から地球環境問題の他にもワーク・ライフ・バランスや健康経営の導入などが企業経営の分野における大変興味深い新しい研究テーマになると考えられ、これらも地球環境問題とともに企業経営の社会性研究の一環として調査研究を進めていきたいと強く認識していることを本稿の最後に付言しておきたい。

〈主要参考文献〉

- ・環境省編『環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成30年版）』日経印刷、2018年。

- ・環境省編『環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成 29 年版）』日経印刷、2017 年。
- ・丹下博文『企業経営の社会性研究（第 3 版）』中央経済社、2014 年。
- ・丹下博文編著『地球環境辞典（第 3 版）』中央経済社、2012 年。